

徳島県告示第四百二十五号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年八月十五日から施行する。

令和七年八月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

表常時介護を要する状態の項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第一号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。